

2019年6月20日

楽天との模倣品対策のための協力開始についてのお知らせ

株式会社講談社（本社：東京都文京区、代表取締役社長：野間省伸、以下「講談社」）は、楽天株式会社と、同社の運営するインターネット・ショッピングモール「楽天市場」およびフリマアプリ「ラクマ」における知的財産権の権利侵害品（以下「模倣品」）対策で協力すべく、覚書を締結したことをお知らせいたします。

具体的な協力方法としては、講談社は、「楽天市場」ページおよび「ラクマ」の商品ページにおいて、講談社製品の模倣品を確認した場合、侵害行為の行為者に対し許諾を与えていない旨の書面（以下「鑑定書」）を添えて、楽天に対して当該権利侵害情報の削除を要請することができます。

楽天は、出店者による「楽天市場」出店契約違反および利用者による「ラクマ」利用規約違反の有無を判断し、違反があると判断した場合は、出品停止、利用停止などの措置を講じて、現在及び将来の侵害行為を停止させます。

そのほかにも、必要に応じて侵害行為に対する措置に関して協議、情報交換を行います。

近年、ECサイト、インターネットオークションなどを活用し、個人がインターネットを通じて簡単に模倣品を販売（出品）できる機会が急増しています。このところ甚大な被害をもたらしている電子書籍等の違法サイトで提供されている海賊版のみならず、模倣品についても、売買される例が多数報告されています。

これまで講談社は模倣品の不正流通に対して、販売者に個別に警告書を送付し、販売の中止を求める活動を行ってまいりました。

今回の覚書の締結を機に、講談社は、楽天と共同して、より一層、著作者と正規品を購入してくださるファンの利益を守るため、模倣品根絶を目指し、さらなる正規品の流通を促進します。